

## 「システムトレードの達人」 ソフトウェア使用許諾契約および利用規約

製品に含まれる一切のソフトウェア(以下「ソフトウェア」といいます)は、特に記載のない限り、お客様が以下のソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」といいます)にご同意いただけることがご使用の前提となっています。お客様が本ソフトウェアの全部または一部をコンピューターのハードディスクなどの記憶装置へ保存し、又は、本ソフトウェアを使用した時点で、契約にご同意いただけたものとさせていただきます。

フェアトレード株式会社(以下「弊社」といいます)は、お客様に対して、本ソフトウェアの非独占的使用権を、下記条項の範囲で許諾します。

### 第 1 条 ライセンスの許諾

-----  
弊社は、お客様に対して以下の権利を許諾します。

- (1) 本契約をお客様が遵守することを条件に、弊社はお客様に、本ソフトウェアの非独占的使用権を許諾します。
- (2) お客様は、ご購入いただいたソフトウェア(以下「本ソフトウェア」と記します)を 1 ライセンスにつき1台のコンピューターにのみインストールして使用することができます。また、ライセンスを第三者と共有することはできません。
- (3) 複数のコンピューターにおいて本ソフトウェアを使用する場合、同時に使用しない状況であっても、本ソフトウェアがインストール、使用、表示または実行されるコンピューターごとにライセンスを取得しなければなりません。
- (4) お客様は、本ソフトウェアの使用権を第三者に譲渡、またはその他方法で移転しないものとします。

### 第 2 条 著作権

-----  
本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに帰属するデータおよびドキュメント(以下「関連文書」)の著作権、特許権など  
の一切の権利は、弊社又は弊社に配布権を供与した者に帰属します。

### 第 3 条 禁止事項

-----  
お客様は以下に掲げた事項について、行うことはできません。

- (1) お客様は、本契約において明示的、又は黙示を問わず本ソフトウェアの複製をすること。
- (2) 本ソフトウェアの変更、追加、削除等改変。
- (3) 逆アセンブル、逆コンパイル、逆エンジニアリングについての一切の行為。
- (4) 有償無償に関わらず、第三者に対して譲渡、再配布、使用許諾、レンタル、リースすること。
- (5) 弊社による承諾無しに本ソフトウェアを第三者に配布すること
- (6) 弊社が発行したシリアル番号および暗証番号等の本プログラムライセンスに関する情報を第三者に公開すること。

#### 第 4 条 保証

-----

弊社は、本ソフトウェアにおいて、お客様の使用目的への整合性、本ソフトウェアの内容の欠陥等の瑕疵がないことなど一切保証するものではなく、お客様は自己の責任において本ソフトウェアをご使用いただくものとします

#### 第 5 条 免責

-----

弊社および弊社に配布権を供与した著作権者は、お客様が本ソフトウェアの使用もしくは使用不能またはサポートサービスの提供もしくは提供不能から生じる偶発的あるいは間接的な損害、または受けられるべき救済の損失、得べかりし利益の損失、その他使用に起因して生じるいかなる損害に対しても責任を負いません。上述の制限は、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為、その他請求原因、訴訟形態のいかんに関わらず、また当事者がこのような損害の可能性を連絡されていた場合であっても同様とします。弊社の web ページなどで示されているすべての表現、トレーディングシステムは、必ず利益を達成できる、またはある損失を被るということを保証しておりません。本ソフトウェアはシステムトレード(運用ルールに基づいて機械的に行なう売買をいう)の手法を構築・検証することを目的としています。本ソフトウェアは上記示したツールとしての利用提供を目的としており、金融商品の投資勧誘を目的としたものではなく、また将来の運用利益を保障するものではございません。投資に関する最終的な決定はお客様ご自身の判断と責任の元で行い、すべての取引結果の責任は、すべてお客様自身に帰属することをご承知おきください。

#### 第 6 条 アップグレード

-----

本ソフトウェアがアップグレードである場合、お客様は本ソフトウェアを使用するためには、弊社によってアップグレード対象製品と指定されている製品のライセンスを正規に取得していなければなりません。アップグレードである本ソフトウェアは、そのアップグレードの対象となる製品の代替、あるいはこれに追加されるものです。お客様はアップグレードにより得られた本ソフトウェアを、本契約の各項にしたがってのみ使用することができます。

## 第7条 サポート

-----

(1) 弊社は、本ソフトウェアのサポート、同社が定める手続きに従い本ソフトウェアを購入したお客様を対象として、電話・FAX・電子メールおよび専用 web サイトで本ソフトウェアに関する問い合わせ対応（以下「サポートサービス」）を提供いたします。

(2) サポートサービスの提供に関する弊社の義務は、本条一項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られています。また、サポートサービスはあくまで助言としてお客様に提供されるものであり、お問い合わせいただいた問題の解決、および不具合の修正を保証するものではありません。お問い合わせ内容によっては、回答できない場合や回答に時間がかかる場合があります。

(3) サポート期間は、本ソフトウェアの販売終了日までとします。また、サポートに関する内容、料金、期間は予告なく変更されることがあります。

## 第8条 契約の終了

-----

(1) 本契約は、お客様が本ソフトウェアの使用を中止した時点をもって自動的に終了するものとします。

(2) お客様が本契約書のいずれかの条項に違反したとき、弊社は、一方的に契約を解除することができます。この場合、当社に損害が生じた場合には、お客様は、当該損害を賠償するものとします。

(3) 本契約が終了したとき、お客様は本ソフトウェアをすみやかに破棄するものとします。

(4) お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について当社に対し補償金、返品代金（30日間完全返金保証付きを除く）その他いかなる名目での支払いも請求することはできないものとする。

## 第9条 その他

-----

(1) 弊社は、お客様の事前許可および事前の通知なしに、本ソフトウェアの仕様の変更を行うことができます。

(2)弊社より許諾を得て本ソフトウェアまたは、以下の著作権表示を付するものとします。[copyright 2010 Fairtrade Corporation, All rights reserved]

(3)お客様が本契約のいずれかの条項に違反したために弊社が損害を受けた場合、お客様は弊社に対し損害賠償の責を負うことがあります。

(4)本ソフトウェアについて、お客様と弊社または弊社以外の提供元との間で本契約の条件とことなる契約が締結されている場合は、本契約条件が優先して適用されるものとします。

#### 第 10 条 管轄裁判所

-----

本契約は日本国法律に基づくものとし、弊社とお客様の間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

2010 年 3 月 25 日改訂